

船舶事故調査報告書

令和3年2月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和2年7月13日 04時30分ごろ
発生場所	徳島県鳴門市瀬戸漁港 阿波瀬戸港北泊外防波堤灯台から真方位192°500m付近 （概位 北緯34°14.1′ 東経134°35.3′）
事故の概要	漁船徳丸は、出航する際、急発進し、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和2年7月16日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 徳丸、1.8トン
船舶番号、船舶所有者等	TO3-17842（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 船長
損傷	本船 船首部外板に擦過傷 岸壁 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期 日出時刻：05時00分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、岸壁に船首着けで係留し、たも網を使用しての漁獲物の陸揚げ作業を終えた。</p> <p>船長は、一本釣り漁に出航する目的で、船首部の係留索を放し、主機を始動したところ、前方に急発進し、船首部が岸壁に衝突した。</p> <p>船長は、陸揚げ作業中、たも網が後部甲板上のクラッチレバー及びスロットルレバーに当たり、同レバー等が前進位置及び増速位置に倒れていたことに気付いていなかった。</p> <p>船長は、帰航時にいつもクラッチを中立にして主機を停止し、係留していたので、クラッチレバーの位置を気にせずに主機を始動しており、本事故時まで、急発進したことがなかった。</p>
分析	<p>本船は、船長が、たも網が当たってクラッチ及びスロットルレバーが前進及び増速位置になっていたことを知らず、主機を始動したことから、急発進して岸壁に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、これまで、急発進したことがなかったことから、主機を始動する際、クラッチレバーが中立の位置にあると思い込んでいたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、船長が、たも網が当たってクラッチ及びスロットルレバーが前進及び増速位置になっていたことを知らず、主機を始動したため、本船が急発進して岸壁に衝突したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、主機を始動する際、クラッチレバーの位置が中立であることを指差確認すること。
--------------	---